

令和2年

行方市農業委員会

第3回総会会議録

(令和2年3月25日)

令和2年3月25日 行方市農業委員会第3回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第20号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第21号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第23号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第24号	現況証明願について
議案第25号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第26号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第27号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第28号	「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について
議案第29号	農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免について
報告第17号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第18号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第19号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第20号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原 文夫
17番 清水 量	18番 横山 司	19番 山野 貴司

3 本日の欠席委員

なし

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後 3時00分

(会長挨拶)

事務局

皆様、大変お疲れ様でございます。

ただいまより令和2年行方市農業委員会第3回総会を開会させていただきます。

総会議事日程第2、会長挨拶。

清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

改めましてこんにちは。

今日は第3回の総会ということで、春の農作業のお忙しいところ、また、今、感染拡大ということで話題になっておりますコロナウイルスというようなことで、いろいろと何事も縮小で大変な時代であります、お集まりを頂きましたこと、心より御礼を申し上げる次第であります。

また、2月には甲府市のほうの視察と、あとは総会後の担い手認定農業者の方との意見交換会というようなことで、皆様方にお忙しいところ、いろいろとご協力頂きましてありがとうございました。

おかげさまで持ちまして、幾らかという表現がいいんだかどうか、意見交換のほうも結構活発に意見を頂いたというふうに思っております。

また、その時にも話しがあったんですけども、人・農地プランづくりというやつを今からやっっていこうということなんでございますが、60歳台と70歳台の農家の方が、全国で農家が160万人いるうちの110万人は60から70、70以上というところなんです。だから、あと10年たったら大変なことになるというのは、本当の話ということなんです。ですから、今やっている全筆調査は大変ご苦勞をかけておるんですけども、これは絶対に無駄にはならないというような感じではおります。一つ今後とも全筆調査を5年後、10年後の行方市の農業の発展のために役立てていきたいというふうに思っておりますので、皆様方もご協力のほどよろしくをお願いいたします。

また、今日は総会ということで、なるべく飛沫を飛ばさずにスムーズに進めたいと思いますので、ご協力のほうを一つよろしくお願いを申し上げまして、総会前の挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

(経過報告)

事務局

日程第3、経過報告。別紙3月行事経過報告により説明いたします。行事経過報告をご覧いただきたいと思っております。

3月3日、令和元年度行方市農作物病害虫防除対策協議会役員会、北浦庁舎で清水会長と高塚代理出席で行われました。

3月4日、行方市行政改革推進委員会、麻生公民館で清水会長が出席しております。

3月16日、行方市行政改革推進委員会、麻生庁舎で清水会長のほうが出席しております。

3月17日、営農型太陽光発電事業、聴取調査、こちら、北浦庁舎で清水会長、あと原農地部会長、吉田委員、根本委員、事務局で聴取調査を行いました。

3月18日、農業委員会行方地域協議会理事会、潮来市におきまして、清水会長、高塚代理、事務局で出席しております。

3月25日、第3回総会、本日の総会でございます。

以上、報告いたします。

(議長の選出)

事務局

日程第4に入ります。

議長選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(資格審査報告)

議長

それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員はゼロでございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。

(会期の決定)

議長
全
員
議

本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
異議なし。

異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議長

会議録署名人を議長において、次のように指名いたします。
3番古渡武文委員 4番内藤宏一委員。

(書記の選出)

議長

総会書記として、事務局の土子事務局長補佐、寺坂係長を任命いたします。

(議事日程報告)

議長

議事日程は別紙日程表のとおりでございます。

(議案の審議)

議長

それでは、議案の審議に入ります。

(追加議事日程の件)

議長

初めに、追加議事日程の件を議題といたします。
追加議事、議案第29号 農業委員会に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免についての件を追加議事日程とし、審議することにご異議ございません

全 議 員	議 長	か。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、追加議事日程とすることに決定いたします。 ここで資料配付のため暫時休憩といたします。
		休憩) 午後 3時 6分～午後 3時 7分
議 長		再開をいたします。
		(議案第29号)
議 長		それでは、議案第29号 農業委員会に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第29号について朗読する（別紙議案書のとおり）。
議 全 員 議 長	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決定いたします。
		(議案第20号)
議 長		それでは、議案の審議に入らせていただきます。 議案第20号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第20号について朗読する（別紙議案書のとおり）。
議 長		1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
1 5 番		15番、方波見です。1項の調査報告をいたします。 申請人は繁昌在住の66歳、女性、農業の方です。渡人は同じく繁昌在住の88歳の方です。申請人とは同居の父親となります。両親とともに稼業である農業をしてきましたが、両親が高齢となってきたため経営を譲られ、続けて農業をやりたいとのことです。面積は田畑併せて12筆、約9,800㎡です。区分は所有権移転となります。何の問題もなく許可相当と見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議 長		調査の結果は何の問題もなく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議 員 議 長	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 3	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 3番、古渡です。2項の調査報告をします。 譲受人は同市玉造甲に住む61歳の男性です。譲渡人は同市玉造甲に住む87歳の男性です。受人と渡人は親子でございます。受人は年間200日間作業をしているそうです。田、1万4,681㎡、畑、2,193㎡を耕作しています。農機もトラクター、田植機、コンバイン、軽トラとそろっていて、何の問題もないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は何の問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議 7	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 7番、風間です。3項の調査報告をします。 譲受人は市内玉造甲地区在住、66歳、農業兼会社役員の男性です。5万2,115㎡を耕作し、主にサツマイモです。譲渡人は市内小貫地区在住、68歳の女性です。申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、売買による所有権の移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 1 9	長 番	次に、4項、5項は関連がございますので一括質疑といたします。調査員より調査の報告を求めます。 19番、山野です。第4項、第5項について関連しますので一括報告をいたします。調査には横山、平塚委員の協力を得ております。 第4項、第5項の譲受人ですが、年齢が51歳、市内石神在住、農業兼会社員の男性の方になります。田畑併せて105aを営農しております。主に水稻になります。第4項の譲渡人については、年齢55歳、東京都渋谷区在住、女性の方でございます。第5項の譲渡人については、年齢55歳、第4項と同じく東京都渋谷区在住の女性の方で、第4項、5項の譲受人と共有地になる土地でございます。申請事由については議案書に記載のとおり、第4項、第5項について農業経営の規模拡大をし、経営の安定を図るとのことで申請をされております。区分については贈与による所有権移転でございます。第4項、第5項について、何ら問題ないものと調査をしましたので、皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、4項、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。 16番、原です。第6項について調査報告いたします。 譲受人は市内小貫在住の53歳の農業の男性の方でございます。家族5人で季節野菜を中心に耕作しております。従事日数も280日強ということでございます。譲渡人は市内小貫在住の53歳の会社員の女性の方でございます。申請理由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るための当該農地を売買により、所有権の移転をしたいものでございます。通作距離800m、5分ほどであり、何も問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。 16番、原です。7項について調査報告をいたします。 譲受人は市内小貫在住の63歳の農業の男性の方でございます。家族2人で露地野菜150aほど耕作しております。従事日数も250日以上ということでありました。譲渡人は市内小貫在住の53代の会社員の女性の方でございます。申請理由は経営の規模拡大と経営の安定を図るためと当該農地を売買による所有権の移転をしたいということであります。通作距離も500m、5分ほどであり、何も問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上であります。
議	長	調査の結果は何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。 16番、原です。8項について調査報告いたします。 譲受人は市内小貫在住の63歳の農業の男性の方でございます。渡人は同じく市内小貫在住の農業の男性の方でございます。露地野菜を中心に耕作しております。受人と渡人は親子の方でございます。申請理由は高齢となり、息子に農業経営を移譲するため、贈与による所有権移転をしたいというもので、何も問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。 9項の調査報告をいたします。 譲受人は市内成田在住する65歳の方で、家族4人で1,480a経営しており、主な作物は水稻でございます。譲渡人は農林振興公社であります。申請理由は農業経営の規模拡大を図るため、売買による所有権の移転をしたいというものであります。通作距離も0.8kmで、何も問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は通作距離も0.8kmで、何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議 1 0	長 番	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。 10番、郡司です。第10項の調査報告をいたします。 譲受人は71歳で、行方市井上に在住し、農業の方です。水稻、露地野菜など248aほど営農しております。譲渡人は63歳で、同市井上に在住し、農業の方です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るためです。農業従事日数も150日です。区分は売買による所有権移転です。調査の結果、問題ないものとして調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議 9	長 番	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、小沼です。11項の調査報告をします。 譲受人は行方市麻生の自営業の46歳の男性の方です。譲渡人は農業の80歳の男性の方です。申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図ることです。区分は売買による所有権移転です。受人は田畑併せて9,990㎡、水稻、サツマイモ、年間作業日数250日。農機具もそろっており、家から6km、10分と何ら問題ないと調査報告をしてまいりました。皆様のご審議よろしくしたいと思います。
議	長	調査の結果は何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
議 1 8	長 番	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。 18番、横山です。第12項の調査報告をいたします。

譲受人、潮来市水原在住の60代の農業兼会社社員の男性の方。譲渡人、市内白浜在住の60代の美容師の方です。申請事由は記載のとおり、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るためということで、区分は売買による所有権移転となります。場所は白浜地内で、渡人の方、5年ほど前に夫を亡くして、農地として維持することが非常に負担となったということで今回の話がまとまったとのこととあります。受人、家族4人で田畑併せて約5万㎡ほど耕作しており、水稻、露地野菜等を作付しております。通作距離、作業従事日数、農機具の保有状況等、何ら問題なく、許可相当と判断をいたしました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は何ら問題がなく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。

1 0 番 10番、郡司です。第13項の調査報告をいたします。

譲受人は64歳で、行方市西蓮寺に在住し、農業兼会社社員の方です。水稻、露地野菜などを97aほど営農しております。譲渡人は69歳で同市西蓮寺に在住し、会社員の方です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るためです。区分は売買による所有権移転です。農業従事日数も250日ほどです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議 長 調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、14項、15項は関連がございますので一括質疑といたします。調査員より調査の報告を求めます。

4 番 4番、内藤です。それでは14項、15項は関連がありますので一括して調査報告をいたします。

譲受人は14、15項とも市内浜に在住する70歳、農業の男性です。14項の譲渡人は市内浜に在住する86歳、農業の男性です。15項の渡人は、同じく市内浜に在住する85歳、農業の女性です。なお、この2項の譲渡人の関係につきましては、夫婦となっております。申請事由については、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分については売買による所有権移転です。譲受人は市内においてレンコン2.2ha、ハウスの1.1haで葉物を中心に周年出荷をしており、常時雇用しながら大規模経営をしております。現場は国道355号浜から霞ヶ浦に向かって300m。譲受人宅からは100mのところということで、非常に条件がいいところとございます。調査の結果、問題なく許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議	長	調査の結果は何の問題もなく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、14項、15項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、16項の調査員より調査の報告を求めます。
6	番	6番、中城です。16項の調査報告をいたします。 受人は市内五町田在住、農業の82歳の男性です。水稻、露地野菜などを耕作しております。渡人は市内五町田在住、農業の71歳の男性です。申請事由は受人の農地と申請地が隣接しており、耕作しやすいとのこと。区分は売買による所有権移転です。調査の結果、問題ないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、16項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、17項の調査員より調査の報告を求めます。
6	番	6番、中城です。17項の調査報告をいたします。 受人は市内五町田在住、農業の70歳の男性です。水稻や露地野菜などを耕作しております。渡人は市内五町田在住、農業の82歳の男性です。申請事由は申請地が受人の自宅に近く、耕作に便利のためとのこと。区分は売買による所有権移転です。調査の結果、何の問題もないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、17項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、18項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、椎名です。第18項の調査報告をします。 受人は行方市井貝在住66歳の男性です。渡人は同市井貝在住82歳の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るためです。平成12年頃、お互いの使い勝手がよいように土地を交換したそうです。今回調べたところ、登記漏れが分かり、今回の申請に至ったそうです。区分は贈与による所有権の移転です。申請地は自宅から50mの距離です。何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は何の問題もなく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、18項は原案のとおり可決いたします。
議 6	長 番	次に、19項の調査員より調査の報告を求めます。 6番、中城です。19項の調査報告をいたします。 受人は市内船子在住、農業兼会社役員60歳の男性です。現在、水稲、サツマイモなど5万6,554㎡耕作しております。渡人は千葉県館山市在住、団体職員の49歳の男性です。申請事由は受人が農業経営の規模拡大と経営の安定を図るためとのことです。申請地までは約2.5km、5分ほどの距離です。区分は売買による所有権移転です。調査の結果、何の問題もないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、19項は原案のとおり可決いたします。
議 1 4	長 番	次に、20項の調査員より調査の報告を求めます。 14番、根崎です。第20項の調査報告をします。 譲受人は鉾田市の63歳、専業農家の男性です。夫婦で水稲、サツマイモを2万7,566㎡作付しています。譲渡人は市内芹沢在住、63歳、農業の男性です。受人が農業経営の安定を図るため、売買により所有権移転で申請されたものです。農機具等もそろっており、従事日数も300日、通作距離は8km、約15分ですが、可能だと思います。よって、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上。
議	長	調査の結果は通作距離が15分ほどということで、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、20項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、21項、22項、23項、24項、25項、26項は関連がございますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。 16番、原です。21項から26項までは関連がありますので、併せて調査報告をいたします。この案件につきましては、3月17日に清水会長、吉田委員、根本委員、事務局同席の下、事業者、耕作者、シャインマスカットを栽培している地権者から事業内容を聞き取りし、調査してまいりました。 21項から25項までの借受人は福岡市の太陽光発電事業を営む法人で、21項から24項までの借渡人は市内次木に事務所を所有する農業法人です。なお、羽生にあった事務所を次木に移転しております。25項の借渡人は潮来市在住の70歳の女性です。申請内容は太陽光発電設備の空中部分に対する区分地上権を設定するものでございます。26項の借受人は市内次木に事務所を構える法人で、借渡人は25項の借渡人と同じ方です。申請内容は太陽光発電設備の下部農地を耕作す

		<p>るための使用貸借権の設定となります。太陽光設備は設備直下の遮光率は52%から60%、圃場全体の遮光率は31%から49%になります。この農地ではシャインマスカットを栽培する計画です。提出された資料や聞き取り調査だけでは営農の確実性が判断できなかったため、既に設置されて栽培が開始されている現地を見てから判断をしたほうがよいものではないかということになりました。今回は保留し、継続審議とすることが妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上でございます。</p>
議	長	<p>調査の結果は、ただいまご報告がありましたように営農の確実性が確認できないということで、今回は保留としたいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、21項、22項、23項、24項、25項、26項は保留といたします。</p>
議	長	<p>次に、27項、28項は関連がございますので一括質疑といたします。調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	2番	<p>12番、吉田です。27項、28項と関連がありますので、併せて調査報告をいたします。この案件につきまして、先ほど原委員からも報告でありましたが、3月17日、清水課長、原委員、根本委員、事務局同席の下、事業者、耕作者、シャインマスカットを栽培している地権者から事情、内容を聞き取りし、調査してまいりました。</p> <p>27項の借受人は福岡市、太陽光発電事業を営む法人で、借渡人は同市小幡在住の63歳の男性です。申請内容は太陽光発電設備の空中部分に対する区分地上権を設定するものであります。28項の借受人は同市次木に事務所を構える法人で、借渡人は27項の借渡人と同じ方です。申請内容は太陽光発電設備の下部で農地を耕作するための使用貸借権の設定となります。太陽光設備は設備直下の遮光率49%になります。下部の農地ではシャインマスカットを栽培する予定です。先ほど、原委員さんから報告がありましており、この案件につきましても提出された資料や聞き取り調査だけでは営農の確実性が判断できなかったため、既に設置され、栽培が開始されている現地を見てから判断をしたほうがよいのではないかということになり、今回は保留し、継続審議とすることが妥当であろうかと調査してまいりました。皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は営農の確実性が確認できないということで、継続して審議をしたほうがよいということで保留ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、27項、28項は保留といたします。</p>
		<p>(議案第21号)</p>
議	長	<p>議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件</p>

		を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局		議案第21号について朗読する（別紙議案書のとおり）。
議長		1項、2項は関連がございますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
19番		19番、山野です。第1項、第2項について、横山、平塚委員の協力を得て調査をしましたので、また、関連していますので一括して報告をいたします。 第1項、第2項申請人ですが、年齢67歳、市内石神在住で建設業の男性の方でございます。申請事由については議案書に記載のとおりでございます。第1項については資材置場で、違反転用の是正ということになります。第2項については資材置場で申請されたものでございます。自宅敷地の資材置場としてのスペースが狭いため十分な面積が確保できなく、また、事業が伸びてくるに従い資材置場が必要に迫られたとのことでございました。場所については石神地内、裏面に添付されている現地案内図、公図をご覧くださいというふうに思います。隣接農地については特に問題ないものと思われ、また違反転用の始末書及び土地改良区の意見等についても添付されており、関係書類についても整っており、第1項、第2項について許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長		調査の結果は添付書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員		異議なし。（全員一致）
議長		異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。
議長		次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
12番		12番、吉田です。第3項の調査報告をいたします。 申請人は行方市小幡在住の84歳、農業の男性の方です。申請人は家族4人で田畑併せ1万9,629㎡ほど営農しております。申請の内容ですが、違反転用の是正となります。昭和60年頃より許可なく物置、作業場、農機具置場、農業用資材置場等を建ててしまっているとのことです。始末書、また本人も深く反省し、今後このようなことはないようにするとのことです。許可相当と思われ。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長		調査の結果は始末書等も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員		異議なし。（全員一致）
議長		異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議長		次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
16番		16番、原です。4項の調査報告をいたします。この案件は、清水会長と調査してまいりました。

申請人は市内内宿に在住する73歳の方であります。申請理由は既存建物への進入路がないので、当該農地を転用して進入路として利用したいというのですが、違反転用の是正であります。場所は自性寺の東側100mほどのところでございます。始末書等も添付されており、許可が相当と調査してまいりました。皆様方の審議よろしくお願いたします。以上でございます。

議長 調査の結果は始末書等も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議長 ここで暫時休憩といたします。4時より再開したいと思います。

(休憩) 午後 3時50分～午後 4時00分

議長 それでは、休憩前に引き続き審議を再開します。

(議案第22号)

議長 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第22号について朗読する(別紙議案書のとおり)。

議長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

3番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

3番 3番、古渡です。第1項の調査報告をいたします。この案件には高塚委員と郡司委員に同行していただきました。

議長 譲受人は銚田市で不動産業を営む81歳の男性の方です。譲渡人は市内手賀の79歳の男性の方です。場所は国道354の玉造中学校から小貫に向かって進んだところになります。申請理由は記載のとおり建て売り住宅で、区分は所有権移転です。必要書類も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長 調査の結果は必要書類も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

9番 9番、小沼です。2項の調査報告をします。この調査には山野委員さんのご協力で調査をしてまいりました。

議長 譲受人は行方市麻生、造園業土木法人の62歳の男性の方です。譲渡人は行方市麻

		生、64歳、代表の男性ほかの共有地です。申請理由は資材置場、駐車場、違反転用の是正です。区分は賃貸借権によるものです。場所は麻生老人ホーム朝霞荘付近になります。この土地は、賃借者が高齢により契約を解除され放置されたため、平成27年頃から許可を得ずに無断で資材置場と、家から近いため駐車場として使用していました。始末書も添付しており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は始末書等も添付しており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0	番 10番、郡司です。第3項の調査報告をいたします。この案件につきましては高塚、古渡両委員とともに調査してまいりました。 譲受人は46歳で行方市西蓮寺に在住し、会社員の方です。譲渡人67歳で、同市西蓮寺に在住し、農業の方です。お2人は同居の親子です。申請事由につきましては記載のとおりで、自己用住宅、倉庫で、違反転用の是正です。現在の家では手狭になり、分家して現在の離れ住宅を利用したいとのことでした。離れは平成5年より許可を得ず無断で住宅、倉庫用地として調査していたこともあり、これを機に是正したいとのことでした。区分は使用貸借権です。場所は井上郵便局より約東に600mのところ、農業振興地域整備計画変更書、同意書、始末書なども添付されていることから許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は必要書類も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項は関連がございますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、小沼です。4項、5項関連があるので一括で調査報告をします。この調査には山野委員さんの協力で調査してまいりました。 4項、5項の譲受人は行方市麻生、運送業法人の48歳の男性の方です。4項の譲渡人は行方市行方、農業85歳の男性の方。5項の譲渡人は行方市南、不動産業49歳の男性の方です。4項の申請理由は駐車場、資材置場。5項の申請理由は進入路。4項、5項とも一時転用。許可日から3年間ということです。区分は4項、5項とも使用貸借権になります。当初は10tトラックの搬出入路が計画でしたが、トレーラーが多くなり、積卸し場所とトラックの駐車スペースの確保が必要なためです。5項はそのための進入路の拡大です。場所は関東国分付近であります。事業費計画書、見積書、隣接所有地の同意書も整えており、許可相当と調査をしてまい

		りました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は必要書類もそろっており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
2	番	2番、横瀬です。6項の調査報告をします。この案件につきましては方波見委員と調査をしまりました。 貸人は市内山田在住の35歳の会社員の男性です。借人は水戸市に営業所のある建設業の会社です。申請事由は特老増築工事のため、現場事務所駐車場として使用したいという一時転用を求めるものです。区分は賃貸借権です。貸人も現在農地として利用していないので、一時的に貸すのは可能だということでした。期限は1年間。畑に戻すことが条件だと確認してまりました。許可相当と調査をしまりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	7項の調査報告をします。この案件は清水会長と調査してまりました。 借受人は市内内宿に在住する45歳の会社員の方であります。渡人は市内内宿に在住する73歳の方であります。2人の関係は親子でございます。申請理由は子供の成長に伴い、両親と同居する現在の居宅では手狭になったので居宅を新築する予定であります。進入路がないので進入路を確保したいというものであります。そのために当該農地を転用目的で使用貸借権の設定をしたいとのことです。また、この申請は違反転用の是正を兼ねております。場所は自性寺東側100mほどのところでございます。事業計画書、始末書等も添付しており、許可が相当と調査してまりました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。以上でございます。
議	長	調査の結果は始末書等も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
8	番	8番、根崎です。第8項の調査報告をいたします。この案件は風間、内藤両委員と調査してまりました。 借受人は市内若海、建設業代表の男性です。貸人は市内芹沢在住、会社役員兼農業歳の男性です。受人が事業開始により、資材置場事が必要で、貸人に申し込み、昨

		年4月より雑種地として利用されていたため、使い始めましたが、農地であるということが分かったので、今回の申請になったそうです。始末書、同意書、事業計画書等、関係書類もそろっており、区分は賃貸借権の設定です。場所は玉造工業高校の北東側300㎡ぐらいのところ。調査の結果、許可相当と見てきました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は関係書類も整っており、問題なく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
6	番	6番、中城です。9項の調査報告をいたします。この案件は椎名委員さんのご協力の下、調査してまいりました。 受人は市内行方の金属加工業の法人です。渡人は鹿嶋市在住の会社役員兼農業54歳の男性です。申請事由は受人の既存事業が手狭になり、事業用の倉庫及び事務所等を増設したいとのこと。渡人も兼業農家で人員確保が難しく、農業を縮小したいとのこと。区分は売買による所有権移転です。関係書類も整っており、何ら問題ないと見てまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は関係書類も整っており、問題なく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
6	番	6番、中城です。10項の調査報告をいたします。この案件も椎名委員さんにご協力をいただきました。 受人は市内五町田在住、農業の70歳の男性です。渡人は市五町田在住、会社員兼農業の72歳の男性です。申請事由は昭和50年頃から受人宅のブロック塀が渡人の農地に入り込んでおり、農地所有者の渡人からも同意が得られたため、住宅敷地拡張と違反転用の是正をしたいとのこと。受人も反省しており、始末書も添付されております。調査の結果、何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は始末書等も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項、12項は関連がございますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

1	5	番	<p>15番、方波見です。11項、12項と関連がありますので一括して報告いたします。この件は横瀬委員にも協力を頂き、調査してまいりました。</p> <p>受人は11項、12項ともに東京都渋谷区にある太陽光発電事業の会社、代表取締役の方です。11項の渡人は繁昌在住の42歳、会社員の方です。父親が亡くなり、田が休耕となっていました。太陽光発電の会社より話があり、受人の要望により譲渡したいとのこと。12項の渡人は長野県松本市に在住する66歳、女性の方です。現在は畑が遊休農地になっておりましたが、遠方に住んでいるため管理も大変ですので、受人の要望により譲りたいとのこと。11項と12項は地続きとなっております。区分は11項、12項ともに所有権移転となります。パネルは324枚、1枚当たりの出力は108.54kwとなります。何も問題ないと見てまいりました。以上です。</p>
議	長		調査の結果は何も問題なく、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員		異議なし。(全員一致)
議	長		異議なしと認め、11項、12項は原案のとおり可決いたします。
議	長		次に、13項、14項、15項、16項、17項は関連がございますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番	<p>16番、原です。13項から17項までは関連がありますので一括して調査報告をいたします。</p> <p>借受人は福岡市で太陽光発電事業を営む法人であります。13項から16項までの借渡人は市内次木の農業法人です。17項の借渡人は潮来在住の70歳の女性でございます。申請理由は営農型太陽光発電設備の設置で、3年間の一時転用になります。先ほど、3条でもご審議頂いたとおり、既に設置され、栽培が開始されている現地を見てから判断したほうがよいのではないかとということになりました。今回は保留し、継続審議とすることが妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>
議	長		調査の結果は実際行われているところを確認してから審議するのがいいだろうということで、継続して審議するというので保留ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員		異議なし。(全員一致)
議	長		異議なしと認め、13項、14項、15項、16項、17項は保留といたします。
議	長		次に、18項は関連がございますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	2	番	<p>12番、吉田です。18項の調査報告をいたします。</p> <p>受人は福岡市で太陽光発電事業を営む法人であります。渡人は市内小幡在住の63歳の男性です。申請理由ですが、営農型太陽光発電設備の設置でございます。3年間の一時転用となります。先ほど、3条でもご審議頂いたとおり、既に設置され、栽培が開始されている現地を見てから判断したほうがよいのではないかとこと</p>

議 長 になりまして、今回は保留し、継続審議とすることが妥当であろうと調査してまいりました。皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

全 員 調査の結果は3条で審議したとおり、営農の确实性を確認してから審議するのがよ
議 長 いだろうということで、今回は保留ということでございます。審議をお願いいたし
ます。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、18項は保留といたします。

(議案第23号)

議 長 議案第23号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての
件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案第23号について朗読する(別紙議案書のとおり)。

議 長 1項から10項は関連がございますので一括審議をいたします。調査員より調査の
報告を求めます。

1 9 番 19番、山野です。第1項から第10項まで関連しますので一括報告をいたしま
す。調査には横山、平塚委員の協力を得て調査をしております。

第1項から第10項までの借受人ですが、鹿嶋市在住の建材業を営む法人で、代表
の方は男性の方でございます。第1項の貸人については麻生在住で、無職の男性の
方でございます。第2項の貸人については石神在住、農業兼会社員の男性の方にな
ります。第3項の貸人については法定相続人が4名ほどおりますのでお目通しのほ
どいただきたいというふうに思います。第4項の貸人は石神在住、農業の男性の方
でございます。第5項の貸人についても石神在住、農業の男性の方でございます。
第6項の貸人については、第2項の貸人と同じでございます。第7項の貸人につい
ては石神在住、無職の女性の方でございます。第8項の貸人については石神在住、
無職の男性の方でございます。第9項の貸人については石神在住、無職の、この方
は女性の方でございます。第10項の貸人については麻生在住、造園業の男性の方
になります。申請事由ですが、議案書に記載のとおりでございます。第1項と第3
項については砂利搬出入路の一時転用でございます。第2項と第4項から第10項
については砂利採取場の一時転用ということでございます。期間については令和2
年3月15日から令和5年3月14日までの3年間ということになります。内容に
ついてですが、砂利の販売が予定どおりに販売できなかったのと合わせて事業延長
に伴う変更ということでございます。場所については申請地裏面に添付されている
現地案内図をご覧いただくと、石神に養源寺というお寺がありまして、その付
近ということでございます。区分については使用貸借権と賃貸借権で、議案書に記
載のとおり、お目通しをいただきたいというふうに思います。周囲の状況について
は隣接農地等についても特に支障はないものと思われ、関係書類についても整って
おり、第1項から第10項まで許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審
議よろしくお願ひをいたします。以上です。

議	長	調査の結果は関係書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項から10項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第24号)
議	長	議案第24号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第24号について朗読する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番
		15番、方波見です。この件も横瀬委員とともに調査してまいりました。1項について調査報告いたします。 申請人は繁昌在住の男性、農業の方です。今回申請のあった土地は平成元年9月に父親から贈与されていますが、その以前から進入路として利用し、そのままにしてしまったそうです。もう一つは宅地に30年前に物置を建てた際、少し農地425㎡に出てしまったとのこと。進入路と併せて3筆、674㎡となります。そういう事情があり、このたびきちんとしたいとのことで、現地変更登記のため非農地証明が欲しいとのこと。問題はないものと調査してまいりました。ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は非農地証明書を交付してもよいというようなことでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、2項の調査員に調査の報告を求めます。
1	0	番
		10番、郡司です。第2項の調査報告をいたします。この案件については高塚、古渡両委員とともに調査してまいりました。 申請人は70代で、行方市荒宿に在住し、農業の方です。申請事由については地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は麻生富田の吉崎美術館付近で、昭和63年の頃から耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は農地に復元するのは困難で、非農地証明を発行するのは妥当であるというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。

(議案第25号)
議長 議案第25号 行方市農業地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第25号について朗読する(別紙議案書のとおり)。
資料No.1のほうをご覧いただきたいと思います。
めくっていただきまして、2枚目の農業地利用促進計画総括表のほうでご説明いたします。

まず、新規の設定で、田が29件、54筆、9万9,359㎡。畑が11件、24筆、5万8,445㎡。新規の合計といたしまして、40件、78筆、15万7,804㎡。続きまして、更新の設定でございます。田が、44件、87筆、17万5,988㎡、畑が8件、12筆、3万3,882㎡。更新の合計としまして52件、99筆、20万4,480㎡。新規更新の合計といたしまして、田が73件、141筆、26万9,957㎡。畑が19件、36筆、9万2,327㎡。総合計としまして、92件、177筆、36万2,284㎡です。

次のページから農用地等利用権設定一覧表ということで、今回設定した方の一覧が記載されております。備考欄において3,445番から5ページの3,484ページまでが新規の設定、3,485番から3,534番までが更新の設定となっておりますので、ご確認いただければと思います。以上です。

議長 ただいまの説明内容について審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員 異議なし。(全員一致)
議長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。

(議案第26号)
議長 議案第26号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第26号について朗読する(別紙議案書のとおり)。
資料No.2のほうをご覧いただきたいと思います。
茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。2枚目の農地中間管理事業総括表のほうでご説明いたします。

まず、新規の設定が、田が24件、56筆、11万3,527㎡。畑が3件、4筆、1万1,23㎡。新規の合計といたしまして、27件、60筆、12万3,650㎡になります。続きまして、更新の設定が畑のみで、1件、1筆、453㎡になります。合計といたしまして、田が24件、56筆、11万3,527㎡。畑が4件、5筆、1万5,76㎡。総合計28件、61筆、12万4,103㎡になります。

その裏面のページをご覧ください。令和2年3月農用地等利用権設定一覧表という

議 全 議	長 員 長	<p>ことで、一覧のほうがありますのでご確認いただければと思います。以上です。</p> <p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について原案のとおり決定といたします。</p>
		（議案第27号）
議	長	議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		<p>議案第27号について朗読する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>資料No.3のほうをご覧いただきたいと思います。令和2年3月4日付で行方市長より、農業委員会会長宛てに農用地利用配分計画（案）に係る意見を求められております。</p> <p>計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が61筆、12万4,103㎡になります。詳細につきましては、その次のページに一覧表が記載されておりますのでご確認いただければと思います。</p> <p>なお、議案第26号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。</p>
議 全 議	長 員 長	<p>審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。</p>
		（議案第28号）
議	長	議案第28号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		<p>議案第28号について朗読する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>別紙資料No.4のほうをご覧いただきたいと思います。この案件につきましては、毎年ご審議をいただいているところでございますが、農林水産省の通知、農業委員会の適正な事務実施についてということで、前年度の点検評価及び次年度の活動計画について、毎年公表するということになっておりまして、その案を今回の総会でお諮りするものでございます。</p> <p>資料No.4のほうで令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検評価案について、1ページから8ページまでが点検評価となっております。9ページから11ペ</p>

ページにつきましては、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）ということになっております。

中身について、若干ご説明を申し上げます。

まず1ページのほうでございます。I 農業委員会の状況ということで、平成31年4月1日現在の状況となっております。1 農業の概要ですが、耕地面積から始まりまして、経営耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積ということで、耕地面積につきましては、耕地及び作付面積統計に基づく数値となっております。経営耕地面積につきましては、農林業センサスの数字でございます。遊休農地の面積、農地台帳面積につきましては、こちらで管理しております台帳の面積ということになってございます。

その下の総農家数あるいは農業就業者数等につきましては、同じく全て農林業センサスに基づいた数値を記載してございます。

右側の認定農業者からの経営数が入っている表がございまして、こちらにつきましては、農林水産課のほうで調べまして、昨年4月1日現在の数値となっております。

2 農業委員会の現在の体制ということでございまして、行方市の場合は新制度に移行しておりますので、定数等が入っておりますのでご確認をお願いしたいと思います。

2ページのほうをご覧くださいと思います。

II 担い手への農地の利用集積制度化ということで、1 現状及び課題のほうは、昨年4月現在で令和元年度の目標及び実績につきましてはご覧のとおりとなっております。

3 目標の達成に向けた活動ということで、活動のほうは3点ほどあります。

1点目といたしましては、4月に集積補助金のほうのチラシを配布しております。今年度の実績といたしまして、約13.9haで約139万円の補助金の金額となっております。

2点目といたしまして、利用意向調査を実施しております。農地中間管理事業を希望される方につきましては、農地中間管理機構のほうに通知をしたところでございます。

3点目は6月の農業だよりによりまして、農地中間管理機構の広報啓発を行いました。

3ページのほうをお開き願いたいと思います。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、こちらは親元就農を含まない純然たる新規参入者ということでございまして、令和元年度の実績といたしましては、目標1経営体、1haに対しまして、参入実績といたしましてはゼロというふうでございます。なめがた新規就農活力応援金補助対象者は親元就農の方がいますけれども、新規で参入される方が現状ではなかなかいないというような状況でございます。

続きまして、4ページのほうになります。

IV 遊休農地措置に関する評価ということでございまして、昨年7月に利用状況調

査、委員の皆様にご協力いただいたところでございます。

続きまして、5ページになります。

V 違反転用への適正な対応ということでございまして、1haを見込んでおりましたけれども、昨年のは正の実績はゼロということでございます。広報啓発あるいはパトロールを実施したというような内容になっております。

続きまして、6ページをお開き願いたいと思います。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、1 農地法第3条に基づく許可事務ということで、昨年1年間の件数につきましては、153件ありまして、全て許可ということになってございます。

2 農地転用に関する事務ということで、178件ありました。中身についてはご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、7ページをお開き願いたいと思います。

3 農地所有適格法人からの報告への対応でございますけれども、管内の農地所有適格法人が19法人ございます。提出されている法人が9法人、9法人につきましては、まだ報告書が提出されていないということで、催促をしているところでございます。今後の対応としましては、再度催告をしたり、電話なり、訪問するようなことで考えているところでございます。

4 情報の提供につきましては、毎年4月に広報誌のほうで賃貸借料の情報の調査提供あるいは農地の権利移動の状況把握、台帳の整備ということになってございます。ご覧いただきたいと思います。

続きまして、8ページをお開き願いたいと思います。

VII 地域農業者等からの主な要望、意見及び対処の内容でございますが、これにつきましては、この総会のほうにご承認をいただいた後、行方市のホームページのほうにこの案件につきまして、ご意見を頂くということで、その意見を頂いた内容に対しまして、農業委員会としてどのほうに対処するかということに対処内容等を記載しまして、それをまた公表するということになっております。改めてホームページ等で意見が出されたときにはこちらに記載するようなことになってございますので、よろしく願いたいと思います。

続きまして、VIII 事務の実施状況の公表ということで、1 総会等の議事録の公表でございますが、ホームページ及びその他の方法で公表ということで、事務局のほうで閲覧ということで対応しております。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出でございます。11月に市長のほうに出されている内容を大きな項目につきまして記載をさせていただいております。活動の計画の点検、評価の公表ということで、こちらにつきましてはホームページのほうに公表するということになっております。

9ページのほうをお開き願いたいと思います。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）ということで、I 農業委員会の状況につきまして、4月1日の数値に更新をしております。農林業センサスにつきましては同じでございますけれども、概要の一番右側の部分、認定農業者等につきましては、こちらの表につきまして農林水産課のほうで数を確認している内

容となっております。

2 農業委員会の現在の体制につきましては、新制度に基づく農業委員会ということでございます。

10 ページをお開き願いたいと思います。

II 担い手への農地の利用集積集約化ということになっておりますので、ご確認のほうをお願いしたいと思います。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、2 令和2年度の目標及び計画につきましては、1 経営体、1 h a ということで、昨年と同じ目標を設定させていただいております。

11 ページのほうをお開き願いたいと思います。

IV 遊休農地に関する措置につきましては、1 現状及び課題、遊休農地面積が4月現在、128 h a ということで、2 令和2年度の目標及び計画につきましては、20 h a ということで、活動計画のほうをさせていただいております。活動内容につきましては、農地パトロール、その後の利用の意向調査等を考えて活動しているということでございます。

V 違反転用の適正な対応ということで、1 h a ということでございますけれども、活動計画といたしましては、違反転用の是正指導を行う、あるいは農地パトロール、広報、啓発等を実施していくということでございます。今後につきましては、先ほどお話ししましたとおり、市のホームページのほうで、この案につきましては意見を募集する予定でございます。約30日間ホームページのほうに記載させていただきまして、意見を頂いて、寄せられた意見に対して、農業委員会の考え方を整理して、再度、5月の総会にお諮りをいたしまして、6月から市のホームページで公表をしていくというような内容となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議
全
議

長 それでは、皆様方のご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

長 異議なし。（全員一致）

長 異議なしと認め、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」については原案のとおり決定といたします。

（報告第17号）

議

長 次に、報告案件に入ります。

報告第17号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。

事 務 局

報告第17号について朗読する（別紙議案書のとおり）。

議

長 1項の調査員より調査の報告をお願いいたします。

1 6 番

16番、原です。1項の調査報告をいたします。この案件は、清水会長と一緒に調査してまいりました。

議	長	<p>土地所有者は亡くなっており、仮登記権利者は名古屋市の法人でございます。内容といたしましては売買予約による仮登記です。場所については市内三和地区、帆津倉農村集落センターの北約300mのところでございます。農地法の許可が出るまで、土地は農地として管理するように伝えました。今後も農地を見守っていきたいと思います。以上でございます。</p>
議	長	<p>これの件の補足をさせていただきたいと思います。</p> <p>●●●●さん相続財産ということになっておるんですけども、この財産は相続を放棄されたということで、その放棄されたものには山林もあればこの農地もあればということなんですけれども、それを管財人がここに載っている名古屋市の会社に売買で処分をしたという案件なんです。この名古屋の会社が農地を所有することができない会社なんです。だから、仮登録をしたということなんです。管理はしていただけるようにということで指導はしてあります。先ほど原委員さんのほうから報告がございましたように、こういうような指導をしたということでございます。ですから、相続放棄された場合には、裁判所から指名された管財人の方、弁護士なんです、弁護士の方がそれを処分するということなんです。処分して、それを税金なり、何かそういうものに向けて上がったものは国にあげるんです。そういうことでございます。</p> <p>それでは、ただいまの報告につきまして質疑を求めます。ご異議ございませんか。</p>
全 議	員 長	<p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認めます。原委員には引き続き監視・指導をよろしくお願いいたします。</p>
議 1	長 1 番	<p>次に、2項の調査員より調査の報告をお願いいたします。</p> <p>11番、椎名です。2項の調査報告をします。</p> <p>土地の所有者は銚田市に在住する男性です。仮登記権利者は行方市に在住する男性です。令和2年2月10日に売買が行われ、2月17日に仮登記がなされました。仮登記権利者には農地法を遵守してほしいとのことを伝えました。今後の農地の動きを見ていきたいと思います。以上です。</p>
議 全 議	長 員 長	<p>ただいまの報告につきまして質疑を求めます。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認めます。椎名委員には引き続き監視・指導をよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p style="text-align: center;">（報告第18号）（報告第19号）（報告第20号）</p> <p>次に、報告案件に入ります。</p> <p>報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第20号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。</p>

事務局	報告第18号について朗読する（別紙議案書のとおり）。 報告第19号について朗読する（別紙議案書のとおり）。 報告第20号について朗読する（別紙議案書のとおり）。
議長	長 それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。 員 異議なし。（全員一致） 長 異議なしと認めます。
	（閉会宣告） 午後 5時13分
議長	長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第3回総会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。